

生駒市訓令甲第8号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月17日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削り、同条第11号中「花のまちづくりセンター所長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所長」を加える。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第2条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備・開発部会の項中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削る。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備・開発部会の項中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年7月21日から施行する。